

令和7年8月豪雨災害に係る 第2回熊本市災害義援金 配分委員会

日時:令和8年(2026年)8月6日(木)14時から
場所:熊本市役所議会棟2階 総務委員会室

報 告 事 項

令和7年8月豪雨災害に係る第1回義援金配分委員会(R8.1.22(木)開催)において、義援金総額:91,461,016円(※)についての配分基準を次のとおり決定。

- 市配分基準は、熊本県決定の配分基準と同じ比率とする。
- 全壊を1とし、県の比率をもとに、集まった義援金の残額が残らないよう最大限に配分

区分		県配分基準額	市配分基準額	合計配分基準額	算定基礎	第1次配分額
人的被害	死 亡 者	270,000円	30,000円	300,000円	1 人	300,000円
	行方不明者	270,000円	30,000円	300,000円	1 人	300,000円
	重 傷 者	27,000円	3,000円	30,000円	4 人	120,000円
住家被害	全 壊	270,000円	30,000円	300,000円	0世帯	0円
	大規模半壊	202,500円	22,500円	225,000円	4世帯	900,000円
	中規模半壊	135,000円	15,000円	150,000円	27世帯	4,050,000円
	半 壊	81,000円	9,000円	90,000円	726世帯	65,340,000円
	準 半 壊	27,000円	3,000円	30,000円	247世帯	7,410,000円
	一 部 損 壊	10,000円	1,100円	11,100円	1,163世帯	12,909,300円
配分見込額						91,329,300円
義援金総額						91,461,016円
配分後残額						131,716円

※ 金額内訳
・ 熊本県からの第1次配分額:80,265,000円
・ 本市受入義援金:11,196,016円(R7.10.31現在)

第1次配分の状況 (令和8年(2026年)7月31日現在)

- 令和8年(2026年)2月中旬から対象世帯等に対し通知を発送。
- 災害弔慰金及び災害見舞金の支給口座が判明していた世帯へは、プッシュ型により、令和8年(2026年)3月16日及び同月31日に当該口座への振込を実施した。
- 令和8年(2026年)4月以降は、配分申請書(請求書)の返送があった世帯から順次、月次処理により振込を行っており、令和8年(2026年)7月末までの間に計4回の支給を行った。
- 引き続き、配分申請書(請求書)の返送があった世帯から順次支給を行っていく。

区分		通知発送数	※3 辞退・世帯減失数	申請・支給済数	支給済額
人的被害	死 亡 者	※1 2 人	0 人	2 人	300,000円
	行方不明者	※2 0 人	0 人	0 人	0円
	重 傷 者	4 人	0 人	4 人	120,000円
住家被害	全 壊	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0円
	大規模半壊	4 世帯	0 世帯	4 世帯	900,000円
	中規模半壊	27 世帯	0 世帯	27 世帯	4,050,000円
	半 壊	726 世帯	6 世帯	711 世帯	63,990,000円
	準 半 壊	247 世帯	3 世帯	239 世帯	7,170,000円
	一 部 損 壊	1,144 世帯	5 世帯	1,010 世帯	11,211,000円
			合計	1,996 件	87,741,000円

※1 死亡者(1名)の遺族2名に対し通知を発送。

※2 行方不明者(1名)の世帯へは通知未発送。

※3 世帯減失とは、死亡等により被災した当該世帯の世帯員が全て不在となり、当該世帯がなくなること。

区分		人数・世帯数	義援金配分 ^{※1} 算定基礎
人的被害	死 亡 者	1 件	1 件
	行方不明者	1 件	1 件
	重 傷 者	4 件	4 件
住家被害	全 壊	0 世帯	0 世帯
	大規模半壊	4 世帯	4 世帯
	※2 大規模半壊・解体	—	※3 1 世帯
	中規模半壊	27 世帯	27 世帯
	※2 中規模半壊・解体	—	※3 2 世帯
	半 壊	729 世帯	723 世帯
	※2 半 壊 ・ 解 体	—	※3 4 世帯
	準 半 壊	247 世帯	244 世帯
	一 部 損 壊	1,168 世帯	1,142 世帯

※1 義援金の配分を受けることを辞退した世帯、世帯員死亡等により滅失した世帯を除く。

※2 リ災証明の判定区分が大規模半壊、中規模半壊又は半壊である世帯のうち、被災者生活再建支援制度において解体世帯として基礎支援金の申請を行ったもの。

※3 解体世帯数は大規模半壊、中規模半壊又は半壊世帯の内数。

(2)－3 義援金の受入れ状況

- 本市における義援金の受入れ状況
受入期間：令和7年(2025年)8月14日(木)から
令和8年(2026年)3月31日(火)まで
受入金額：17,977,400円
- 熊本県の第2次配分(R8. 2. 13第2回県配分委員会決定)
配分額：1,743,000円
- ※ 第1回県配分委員会における決定内容から、配分基準額等の見直しはなく、被害状況の時点更新による対象者数の増加に伴い、差額分の配分がなされたもの。
- 熊本県の第3次配分(R8. 6. 23第3回県配分委員会決定)
配分額：35,062,000円

県等における義援金の受入れ状況は次のとおり。(R8.3. 31現在)

県及び 受付団体の 受入れ状況 (R8.3.31 現在)	受入れ額		
	481,104,737円		
	うち熊本県	うち日本赤十字社	うち共同募金会
	279,976,231円	183,065,574円	18,062,932円

(参考) 市町村別の第3次配分額

No.	市町村	今回配分額	No.	市町村	今回配分額
1	熊本市	35,062,000円	11	玉東町	1,411,000円
2	八代市	43,288,000円	12	長洲町	39,000円
3	玉名市	8,242,500円	13	和水町	※
4	菊池市	※	14	菊陽町	65,000円
5	宇土市	351,000円	15	御船町	52,000円
6	上天草市	22,646,500円	16	嘉島町	117,000円
7	宇城市	4,891,000円	17	益城町	※
8	天草市	5,990,000円	18	甲佐町	3,462,500円
9	合志市	351,000円	19	山都町	283,000円
10	美里町	3,116,500円	20	氷川町	4,438,000円
				市町村合計	133,806,000円

※ 「今回配分額」が空白の3市町村は、被害が一部損壊のみで県の第2次配分時から件数の変更がないため、県の第3次配分がないもの。

(2)－4 熊本県における第3次配分について

令和8年6月23日開催の第3回県配分委員会における決定の概要は次のとおり。

- 解体世帯(※1)を全壊相当として配分対象に加える。
- 被災者生活再建支援制度における基礎支援金の申請期間が令和8年9月までであることから、解体世帯としての基礎支援金の申請が今後も見込まれるため、第3次配分においては申請見込み分(約4,739万円)を留保したうえで配分し、第4次配分で新たに基礎支援金が支給された世帯に配分を行う。

区分		県配分 基準額 (変更前) 【a】	県配分 基準額 (変更後) 【b】	差額 (第3次 配分) 【c(b-a)】
人的 被害	死 亡 者	270,000円	400,000円	130,000円
	行方不明者	270,000円	400,000円	130,000円
	重 傷 者	27,000円	40,000円	13,000円
住家 被害	全 壊	270,000円	400,000円	130,000円
	大規模半壊・解体	—	400,000円	※2 197,500円
	中規模半壊・解体	—	400,000円	※2 265,000円
	半 壊・解 体	—	400,000円	※2 319,000円
	大規模半壊	202,500円	300,000円	97,500円
	中規模半壊	135,000円	200,000円	65,000円
	半 壊	81,000円	120,000円	39,000円
	準 半 壊	27,000円	40,000円	13,000円
	一 部 損 壊	10,000円	10,000円	—

※1 被災者生活再建支援制度において解体世帯として基礎支援金が支給された世帯。
※2 解体世帯については、第2次配分までにおける解体前の被害区分(大規模半壊、中規模半壊、半壊等)との差額を配分する。

審 議 事 項

(3)－1

熊本市における第2次配分に係る原資の考え方

本市第2次配分における原資については、これまでに本市が受け入れた義援金総額【a】から、第1次配分支給済額と第1次配分所要額とを足し合わせた額【b】を差し引いた残額(R8.7.31現在:44,221,200円)とする。

第2次配分を
検討する際の原資
【a-b】
44,221,200円

=

本市受入れ義援金
総額【a】
135,047,400円

—

本市第1次配分
所要額等【b】
90,826,200円

【a・bの額の内訳】

項目	受入額	所要額等
県からの第1次配分額	80,265,000円	—
県からの第2次配分額	1,743,000円	—
県からの第3次配分額	35,062,000円	—
本市に対して寄附された 義援金の受入額	17,977,400円	—
市が行う第1次配分にお ける支給済額 ※R8.7.31現在	—	87,741,000円
市が行う第1次配分分と して、今後支給を行うた めに留保しておくべき額 ※R8.7.31現在	—	3,085,200円
合計額	135,047,400円 … 【a】	90,826,200円 … 【b】

(3)－2 熊本市における第2次配分について

これまでに本市が受け入れた義援金総額から、第1次配分支給済額と第1次配分所要額を差し引いた残額(R8.7.31現在:44,221,200円)について、その配分基準(案)を次のとおりとする。

- 県からの第3次配分については、熊本県決定の配分基準のとおり配分する。
- 解体世帯(※1)を全壊相当として配分対象に加える。
- 市配分基準は、熊本県決定の第3次配分における配分基準と同じ比率(※2)に変更し、一部損壊世帯への配分基準額については、県決定と同様に、第1次配分時と同額とする。
- 第2次配分は、変更前(第1次)配分時の配分基準額との差額について行う。
- 被災者生活再建支援制度における解体世帯としての基礎支援金の申請見込み分(12件、約51万円)を留保したうえで残額が残らないよう最大限に第2次配分を実施し、第3次配分で新たに基礎支援金が支給された世帯に配分を行う。

区分		県配分基準額 (変更前)	市配分基準額 (変更前)			県配分基準額 (変更後)	市配分基準額 (変更後)
人的被害	死 亡 者	270,000円	30,000円	▶		400,000円	60,000円
	行方不明者	270,000円	30,000円			400,000円	60,000円
	重 傷 者	27,000円	3,000円			40,000円	6,000円
住家被害	全 壊	270,000円	30,000円			400,000円	60,000円
	大規模半壊・解体	—	—			400,000円	60,000円
	中規模半壊・解体	—	—			400,000円	60,000円
	半 壊・解 体	—	—			400,000円	60,000円
	大規模半壊	202,500円	22,500円			300,000円	45,000円
	中規模半壊	135,000円	15,000円			200,000円	30,000円
	半 壊	81,000円	9,000円			120,000円	18,000円
	準 半 壊	27,000円	3,000円			40,000円	6,000円
	一 部 損 壊	10,000円	1,100円			10,000円	1,100円

※1 被災者生活再建支援制度において解体世帯として基礎支援金が支給された世帯。
※2 全壊を1.0とし、死亡者・行方不明者:1.0、重傷者:0.1、解体:1.0、大規模半壊:0.75、中規模半壊:0.5、半壊:0.3、準半壊:0.1

(3)－3 熊本市における第2次配分について

区分		県配分差額 (第3次 配分)	市配分 差額	差額合計	算定基礎	第2次 配分額
人的被害	死 亡 者	130,000円	30,000円	160,000円	1 件	160,000円
	行方不明者	130,000円	30,000円	160,000円	1 件	160,000円
	重 傷 者	13,000円	3,000円	16,000円	4 件	64,000円
住家被害	全 壊	130,000円	30,000円	160,000円	0 世帯	0円
	大規模半壊・解体	197,500円	※ 37,500円	235,000円	1 世帯	235,000円
	中規模半壊・解体	265,000円	※ 45,000円	310,000円	2 世帯	620,000円
	半 壊・解 体	319,000円	※ 51,000円	370,000円	4 世帯	1,480,000円
	大規模半壊	97,500円	22,500円	120,000円	3 世帯	360,000円
	中規模半壊	65,000円	15,000円	80,000円	25 世帯	2,000,000円
	半 壊	39,000円	9,000円	48,000円	719 世帯	34,512,000円
	準 半 壊	13,000円	3,000円	16,000円	244 世帯	3,904,000円
	一 部 損 壊	—	—	—	1,142 世帯	—
					配分見込額	43,495,000円
					第2次配分 義援金総額	44,221,200円
					配分後残額	726,200円

※ 解体世帯については、第1次配分における解体前の被害区分(大規模半壊、中規模半壊、半壊等)との差額を配分する。